

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の特性を生かした事業活動を行い就業機会を提供するなどして地域経済の安定、住民生活の向上及び交流の促進に寄与する役割を担う中小企業者または小規模事業者の活力の発揮を支援し、地域経済の活性化及び村民生活の向上を推進することを目的とし、村内において事業の持続的発展を図る事業に対して予算の範囲内で補助(以下「補助金」という。)するための事業(以下「補助事業」という)について、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則(昭和43年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

村内に所在地を有し、開業届を税務署へ届け出ている個人又は法人事業者。

(2) 小規模事業者

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもので常時使用する従業員の数が20人以下の事業者。商業又はサービス業(娯楽業以外)に属する事業を主たる事業として営むもので、常時使用する従業員の数が5人以下の事業者。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることのできる中小企業者または小規模事業者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 個人の場合は、村内に住所及び主たる事業所を有し、通年で事業を営んでいる者

(2) 法人の場合は、その代表者の住所及び登記簿上の本店所在地を村内に有し、通年で事業を営んでいる者

(3) 村税等(各種保険料、使用料を含む)の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、売上を生ずる主たる事業所の実体が村外にあるときは、補助対象者から除くものとする。

(補助金の交付の対象事業及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象事業は、別表のとおりとする。

2 別表に定める方法により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この補助金の事業期間は、交付決定通知日から令和9年2月28日までとし、補助金の交付回数は、1事業者あたり1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)、事業計画(実績)書(様式第2号)及び次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 法人である場合には登記事項証明書

(2) 申請者資格等が適正である誓約及び調査同意書(様式第3号)

(3) 事業所の改修等にあつては、図面、見積書、改修等前の事業所内及び周辺の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をい

う。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、この要綱の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付決定を行い、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更又は取り下げしようとするときは、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を速やかに村長に提出しなければならない。ただし、事業費の3割を超えない減額は軽微な変更として除く。

2 村長は、第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、変更を承認したときは、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金実績報告書(様式第7号)、事業計画(実績)書(様式第2号)、及び次に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(2) 事業の実施状況を確認できる写真

(3) 振込口座の通帳の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに村長に報告するとともに、村長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて店舗・事務所等の完成検査を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付額確定通知(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第10条 前条の規定により、通知を受けた補助事業者は令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助事業者に対しその交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業内容	村内において、商工業機能の維持・向上、販路開拓等のための事業
補助対象者	申請日以内に1年以上継続して同一事業を営んでいる個人又は法人を対象とする。
補助対象経費	<p>(1)備品購入費 中古品も可とする。1件 10 万円以上のものとし、専用性のあるものに限る。ただし、規模、能力について不必要と思われるもの、過大な費用と認められるものについては対象外とする。</p> <p>(2)届出、許可等に必要な経費 ただし、規模、能力について不必要と思われるもの、過大な費用と認められるものについては対象外とする。土地の取得は対象外とする。</p> <p>(3)広告宣伝費、ホームページ作成費 ただし、事業遂行に必要なPRのために行うチラシ・ポスター・カタログ看板等の作製、新聞広告、ホームページ掲載、TV放映及びラジオ等の放送料などとし、広告宣伝のための出演料や著作権料等、カレンダーや手帳などの作成費用、試供品、見本品に係る費用などは対象外とする。</p> <p>(4)その他事業推進に要する経費</p>
補助金額等	補助対象経費の3分の2以内とし、上限を 40 万円とする。

様式第1号

令和 年 月 日

戸沢村長 加藤 文明 殿

申請者 住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
事業計画書(様式第2号)のとおり
- 2 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
※事業開始は交付決定通知日以後とし、令和9年2月 28 日までに完了すること。
- 3 補助対象経費
事業計画書(様式第2号)のとおり
- 4 補助金交付申請額
事業計画書(様式第2号)のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 申請者資格等が適正である誓約及び調査同意書(様式第4号)
 - (3) 事業所の改修等にあつては、図面、見積書、改修等前の事業所内及び周辺の写真
 - (4) その他村長が必要と認める書類

(1) 経営状況及び経営計画

※事業計画書作成時のみ記入してください。

(単位:円)

	前期(実績) 年 月～ 年 月	今期(見込) 年 月～ 年 月	来期(見込) 年 月～ 年 月
① 売上高			
② 経常利益			
③ 当期純利益			

※個人事業主の場合は、収支内訳書または青色申告決算書(損益計算書)で以下の費目が該当します。

→収支内訳書の場合

売上高=売上(収入)金額(①)、経常利益=差引金額(⑱)+利子割引料(⑳)、当期純利益=所得金額(㉑)

→青色申告決算書の場合

売上高=売上(収入)金額(①)、経常利益=差引金額(㉓)+利子割引料(㉔)、当期純利益=所得金額(㉕)

様式第3号

申請者資格等が適正である誓約及び調査同意書

下記補助金の交付申請にあたり、申請者（個人・法人）の資格等が適格であり、売上を生ずる主たる事業所の実体が村外にないこと、戸沢村において、住民記録、村税納税状況及びその他の資格について調査を行うことに同意します。本申請関係人にあつては私の責任において、本申請を行うこと、必要な調査を受けることについては説明し、了解を得ています。

記

交付申請する補助金名：令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金

年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者

様式第4号

戸まち発第 号
令和 年 月 日

様

戸沢村長 加藤 文明

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のありました標記補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第5号

令和 年 月 日

戸沢村長 加藤 文明 殿

補助事業者住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付戸まち発第 号で交付決定のありました標記補助金について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認されるよう申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更事業計画書(別紙)

注 2の別紙は、事業計画書(様式第2号)に準じて作成し、変更前の計画と変更後の計画が比較できるよう二段に記入し、変更後の計画を下段に朱書すること。

様式第6号

戸まち発第 号
令和 年 月 日

様

戸沢村長 加藤 文明

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付戸まち発第 号で交付決定した標記補助金については、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

1 変更の理由

2 変更補助金交付額 金 円

様式第7号

令和 年 月 日

戸沢村長 加藤 文明 殿

補助事業者住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付戸まち発第 号で交付決定のありました標記補助金について、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

1 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助事業の成果及び経費の状況
事業実績書(様式第2号)のとおり

3 添付書類

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) 事業の実施状況を確認できる写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

様式第8号

令和 年 月 日

戸沢村長 加藤 文明 殿

補助事業者住所

氏名又は名称

代表者名

連絡先

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付戸まち発第 号で交付決定のありました標記補助金について、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円
(令和 年 月 日付け戸まち発第 号による交付決定額)

2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

(注)別紙として積算の内訳、参考となる資料を添付すること。

様式第9号

指令まち発第 号
令和 年 月 日

様

戸沢村長 加藤 文明

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け戸まち発第 号で交付決定した標記補助金については、令和 年 月 日付けで提出のありました令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第 10 号

令和 年 月 日

戸沢村長 加藤 文明 殿

補助事業者住所
氏名又は名称
代表者名
連絡先

令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令まち発第 号で交付確定のありました標記補助金について、令和8年度戸沢村中小企業者等支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の請求額 金 円

添付書類
振込口座の通帳の写し